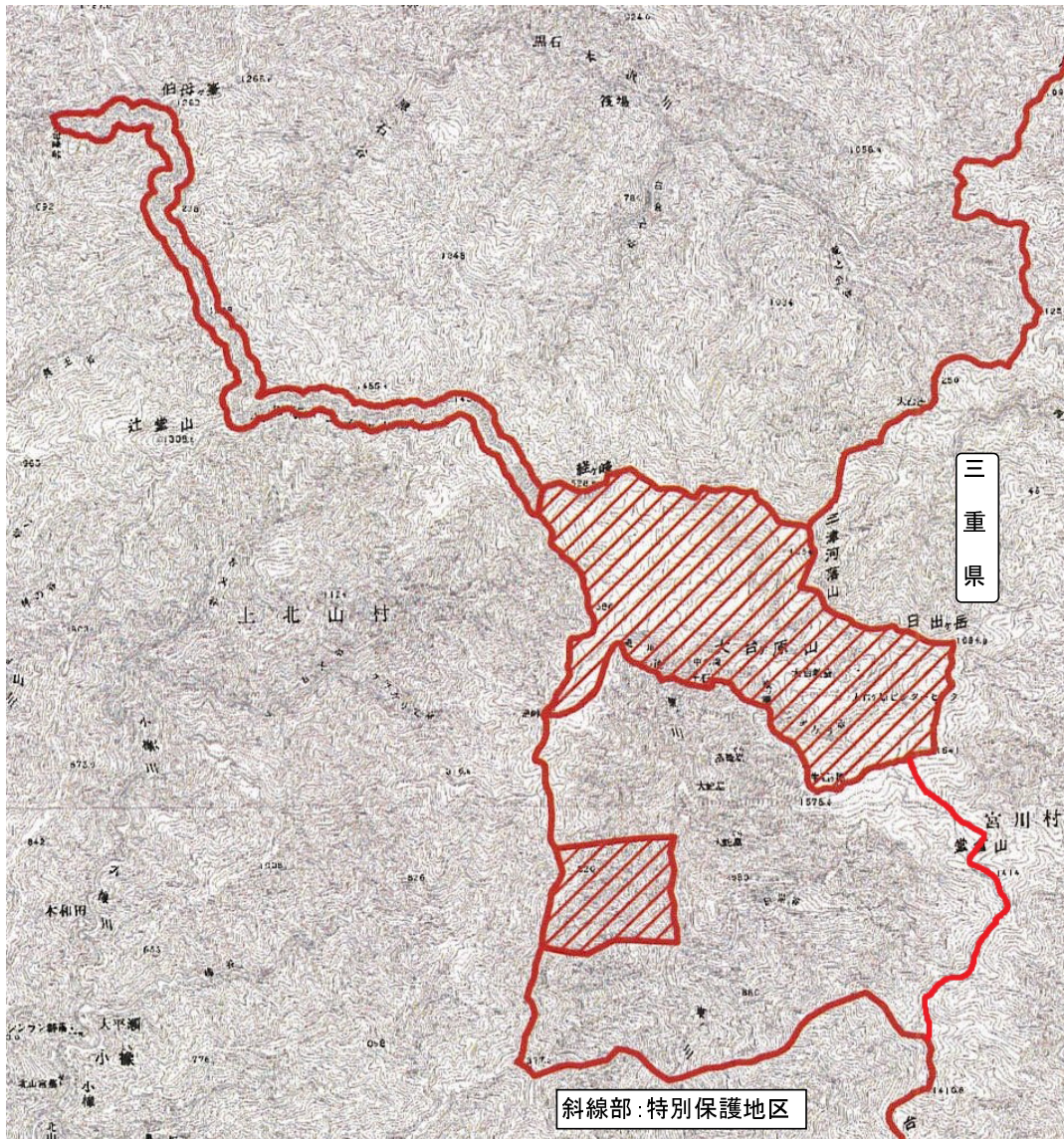


鳥獣保護区の指定概要

番号	1	区域の名称	大台山系鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区 2,384 ha		特別保護地区 838 ha	国指定
指定期間	平成24年11月 1日 から 平成44年10月31日まで			
指定区域	奈良、三重県境日出ヶ岳(標高一、六九五・メートル)から三津河落山および経ヶ峰(標高一、五二八・九メートル)を経て経ヶ峰四方約七百メートルの地点より東ノ川と小椽川の分水稜線を南下逆峠(標高一、四〇〇メートル)の地点を経て標高一、三七七・四メートルの三角点に至り更に東方東ノ川本流を横断し稜線伝いに三重県境に至り、ここより北折して県境沿いに日出ヶ岳に至る線で囲まれる全域及び大台ヶ原ドライブウエーの両側百メートル以内の区域のうち上北山村の区域(逆峠から経ヶ峰に至る尾根以西の区域に限る)			

参考図面



特別保護地区の区域

吉野郡上北山村と川上村の境界線上の経ヶ峰三角点(標高一五二八・九メートル)を起点とし、その起点から同境界を東進して上北山村、川上村及び三重県大台町の境界点に至り、同所より上北山村と大台町の境界を南東進し、三津河落山を経て日出ヶ岳三角点(標高一六九五メートル)に至り、同所より同境界を南進して標高一六四〇メートルの地点に至り、同所より尾根筋を南西進して牛石ヶ原に至り、同所より尾根筋を西北進して東の滝に至り、同所よりシオカラ谷を下り、シオカラ谷と東ノ川及び逆川の合流点に至り、同所より逆川を上り西の滝に至り、同所より尾根筋を北西及び南西進して逆峠に至り、同所より尾根筋を北進して起点に至る線を結ぶ一円の区域の奈良県有地及び国有地並びに上北山村地内のリュウゴ尾根と上北山村有林と国有地との境界線との交点を起点とし、その起点から同境界を東進し、東ノ川に至り、同所より東ノ川を南下し国有地と民有林との境界線の交点に至り、同所より同境界を西進してリュウゴ尾根に至り、同所より同尾根を北進して起点に至る線を結ぶ一円の区域の国有地